

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
地方 人特別 税	外形標準課税対象法人の基 準法人所得割額の $\frac{148}{100}$  外形標準課税対象以外の法 人の基準法人所得割額の $\frac{81}{100}$  基準法人収入割額の $\frac{81}{100}$		平成20年10月1日 以後に開始する事 業年度に係る所得 及び同日以後の解 散による清算所得  法人事業税の納期 に準ずる		
地 方 消費税 譲渡割	課税資産の譲渡等に係る消費 税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	1. 個人事業者 課税期間の翌年 3月末日 2. 法人事業者 課税期間の末日 の翌日から2か 月		
貨物割	課税貨物に係る消費税額の $\frac{25}{100}$	左に同じ	課税貨物を保税地 域から引き取る日		
不動産 取得税	価格の $\frac{4}{100}$  〔平成20年4月1日から 平成24年3月31日まで の住宅又は土地の取得 の $\frac{3}{100}$ 〕	価格の $\frac{4}{100}$  〔平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで の住宅又は土地の取得 の $\frac{3}{100}$ 〕	知事が定める日	(減免) 天災等により災害 を受けた者等のうち 知事が必要と認める もの (免除) 過疎地域内におい て租税特別措置法第 12条第1項の表の第 1号又は第45条第1 項の表の第1号の規 定の適用を受ける家 屋及びその敷地であ る土地であって、条 例の規定によるもの	課税標準 について 土地 10万円未 満 家屋 (建築分) 23万円未 満 (その他) 12万円未 満
県たば こ税	1,000本につき1,074円 (旧3級品の紙巻たばこに ついては、1,000本につき 511円)	左に同じ	毎翌月末日	(免除) 1. 輸出又は輸出の 目的で行われる輸 出業者に対する売 渡し 2. 本邦と外国との 間を往来する本邦 の船舶又は航空機 に船用品又は機用 品として積み込む ための売渡し	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
				3. 品質悪変又は破 損等のため販売に 適しないと認めら れる製造たばこの 廃棄 4. 既にたばこ税を 課された製造たば この売渡し又は消 費等	
ゴルフ 場利用 税	1人1日につき 1級 1,150円 2級 1,100円 3級 950円 4級 800円 5級 650円 6級 500円 7級 400円  〔1. 65歳以上70歳未満の 者の利用 2. 一定の競技会による 利用 3. 早朝等の利用 以上に該当するものは2 分の1の税率を適用する〕	左に同じ	毎翌月末日		
自動車 取得税	$\frac{3}{100}$  〔軽自動車以外の自家用 自動車 平成20年5月1日から 平成30年3月31日まで に取得したものを $\frac{5}{100}$ 〕  〔電気自動車 平成21年4月1日から 平成24年3月31日まで に取得した中古車  営業用 及び軽 自動車 $\frac{0.3}{100}$  自家用 $\frac{2.3}{100}$ 〕	左に同じ	申告納付	(減免) 次の各号に該当す る者のうち知事が必 要と認めるもの 1. 天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した自動 車に代わるものと 認められる自動車 の取得 2. 取得した自動車 がその取得の直後 に天災その他特別 の事情により滅失 又は損壊した場合 における当該自動 車の取得 3. 身体障害者が自 ら運転する自動車 を取得した場合に おける当該自動車 の取得 4. 重度身体障害者 又は精神障害者が 当該重度身体障害	取得価 額につい て50万円 以下 (平成30 年3月31 日まで)

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
天然ガス自動車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車	(1) 車両総重量が3.5t以下の自動車 で平成17年低排出ガス基準75%以上達成車  営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$  自家用 $\frac{2.3}{100}$		取得の日から15日を経過する日	者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合(重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む)及び身体障害者又は精神障害者のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者が当該重度身体障害者又は精神障害者のために当該重度身体障害者又は精神障害者を常時介護する者(当該重度身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者を除く。)が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得	
	(2) 車両総重量が3.5t超の自動車 で平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少ない自動車  営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$  自家用 $\frac{2.3}{100}$				
ハイブリッド自動車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車	(1) 車両総重量が3.5t以下のバス・トラックであって、平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成車  営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$  自家用 $\frac{2.3}{100}$	ハイブリッド自動車 平成19年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの バス・トラック 営業用 $\frac{0.3}{100}$ 及び軽自動車 $\frac{2.3}{100}$ 自家用 $\frac{2.3}{100}$ バス・トラック以外 平成20年4月1日から平成21年3月31日までに取得したもの 営業用 $\frac{1.2}{100}$ 及び軽自動車 $\frac{3.2}{100}$ 自家用 $\frac{3.2}{100}$	5. 構造上身体障害者の利用に供する自動車又は専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車を取得した場合における当該自動車の取得		
			6. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車、へき地巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
(2) 車両総重量が3.5t超のバス・トラック で平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少なく、平成27年度重量車燃費基準達成車	営業用及び軽自動車 $\frac{0.3}{100}$  自家用 $\frac{2.3}{100}$				
	(3) 平成17年低排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成しているバス・トラック以外の自動車  営業用及び軽自動車 $\frac{1.4}{100}$  自家用 $\frac{3.4}{100}$				
プラグインハイブリッド自動車 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得した中古車	営業用及び軽自動車 $\frac{0.6}{100}$  自家用 $\frac{2.6}{100}$				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
クリーンディーゼル乗用車 車両総重量が3.5t以下のディーゼル乗用車であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合している自動車のうち平成21年4月1日から平成21年9月30日までに取得した中古車	営業用 $\frac{2.0}{100}$				
	自家用 $\frac{4.0}{100}$				
平成21年10月1日から平成22年3月31日までに取得した中古車	営業用 $\frac{2.5}{100}$				
	自家用 $\frac{4.5}{100}$				
環境性能に優れた大型ディーゼル車 車両総重量が3.5t超のディーゼルのトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度重量車燃費基準を満たす自動車のうち平成21年4月1日から平成24年3月31日までに取得したものの新車	営業用 $\frac{0.75}{100}$	環境性能に優れた大型ディーゼル車 平成20年5月1日から平成21年3月31日までに取得したもの 車両総重量が3.5tを超えるディーゼルのトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度重量車燃費基準を満たすもののうち、 (1) 車両総重量が3.5tを超え12t以下の自動車 営業用 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$ (2) 車量総重量が12tを超える自動車 営業用 $\frac{1.0}{100}$ 自家用 $\frac{3.0}{100}$			
	自家用 $\frac{1.25}{100}$				
車両総重量が3.5t超12t以下の中古車	営業用 $\frac{1.0}{100}$				
	自家用 $\frac{3.0}{100}$				
車量総重量が12t超の中古車 平成21年4月1日から平成21年9月30日までに取得したもの	営業用 $\frac{1.0}{100}$				
	自家用 $\frac{3.0}{100}$				

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
平成21年10月1日から平成22年3月31日までに取得したもの	営業用 $\frac{2.0}{100}$				
	自家用 $\frac{4.0}{100}$				
低排出ガスディーゼル車 車両総重量が3.5t超のトラック・バス等で平成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOx又はPMの排出量が少なく、平成27年度重量車燃費基準を達成している新車	営業用 $\frac{1.5}{100}$				
	自家用 $\frac{2.5}{100}$				
低燃費自動車 平成21年4月1日から平成22年3月31日までに取得したもの	営業用 $\frac{0.75}{100}$	低燃費自動車 平成20年5月1日から平成22年3月31日までに取得したもの 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ平成22年度燃費基準+25%達成車 取得価額から30万円控除 平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+15%以上達成車 取得価額から15万円控除			
	自家用 $\frac{1.25}{100}$				
中古車 取得価額から30万円控除					
	平成17年排出ガス基準75%以上達成かつ燃費基準+15%以上達成車 新車 営業用 $\frac{1.5}{100}$ 自家用 $\frac{2.5}{100}$				
中古車 取得価額から15万円控除					